

役員等報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人嘉悠会（以下、「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償並びにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、役員、評議員及び評議員選任・解任委員を含めて役員等という。

(報 酬)

第3条 役員に対して報酬を支給する。ただし、役員が法人内事業所の職員を兼務する場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬額は、別表第2に定めるものとする。

(支給日)

第4条 役員の前項の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償等)

第5条 役員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、別表第1による。

3 役員等の旅行は、旅行命令による。

4 理事長の発する会議召集通知によるものは旅費として一律1日4,000円、日当として1日6,000円を支給するものとする。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の費用弁償の支給方法については、法人諸規程による。

(別表第1)

航空賃 船賃 鉄道賃	車賃	日当	宿泊費	
			県内	県外
実費	1 km当37円 又は 実費	10,000円	11,800円	13,100円

(別表第2)

役職名	報酬金額(月額)	備考
理事長	400,000円	職員との兼務がない場合に支給する。
理事	無報酬	
監事	無報酬	

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。